

議案第六号

港区立公園条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十五年二月二十日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立公園条例の一部を改正する条例

港区立公園条例（昭和三十八年港区条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二条の規定に基づき設置する公園」を「第二条第一項に規定する都市公園（以下「都市公園」という。）のうち、区が設置するもの」に改め、同条の次に次の六条を加える。

（設置基準）

第二条の二 法第三条第一項の条例で定める基準は、次条及び第二条の四に定めるとおりとする。

（区民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準）

第二条の三 区内の都市公園の区民一人当たりの敷地面積の標準は、五平方メートル以上とす

る。

（公園の配置及び規模の基準）

第二条の四 公園を設置する場合には、それぞれの公園の特質に応じて区内における分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止及び都市の良好な景観の形成に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

一 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、〇・二五ヘクタールを標準とし、原則として〇・〇五ヘクタール以上一ヘクタール未満とする。

二 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、二ヘクタールを標準とし、原則として一ヘクタール以上とする。

三 主として区民が休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園は、容易に利用することができるように配置し、その利用目的に応じて公園としての機能を十分發揮することができるようにその敷地面積を定めるものとする。

2 主として風致の享受の用に供することを目的とする公園を設置する場合には、その設置目的に応じて公園としての機能を十分發揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

（公園施設の建築面積の基準）

第二条の五 法第四条第一項本文に規定する条例で定める割合は、百分の二とする。

（公園施設の建築面積の基準の特例）

第二条の六 法第四条第一項ただし書に規定する条例で定める範囲は、次項から第五項までに定めるとおりとする。

2 都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第五条第二項に規定する休養施設、同条第四項に規定する運動施設、同条第五項に規定する教養施設、同条第八項に規定する備蓄倉庫その他都市公園法施行規則（昭和三十一年建設省令第三十号。以下「省令」という。）第一条の二で定める災害応急対策に必要な施設（次項各号に掲げる建築物を除く。）を設ける場合は、当該公園の敷地面積の百分の十を限度として、前条の規定により認められる建築面積を超えることができる。

3 前項に規定する休養施設又は教養施設である建築物のうち、次の各号のいずれかに該当する建築物を設ける場合は、当該公園の敷地面積の百分の二十（前項に規定する建築物に係る建築面積の敷地面積に対する割合を含む。）を限度として、前条の規定により認められる建築面積を超えることができる。

一 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定により国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物として指定され、

又は登録有形文化財、登録有形民俗文化財若しくは登録記念物として登録された建築物その他これらに準じて歴史上又は学術上価値の高いものとして省令第一条の三で定める建築物

二 景観法（平成十六年法律第百十号）の規定により景観重要建築物として指定された建築物

三 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）の規定により歴史的風致形成建造物として指定された建築物

4 屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場その他の高い開放性を有する建築物として省令第二条で定める建築物を設ける場合は、当該公園の敷地面積の百分の十を限度として、前条及び前二項の規定により認められる建築面積を超えることができる。

5 仮設公園施設（三月を限度として公園施設として臨時に設けられる建築物をいい、前三項に規定する建築物を除く。）を設ける場合は、当該公園の敷地面積の百分の二を限度として、前条及び前三項の規定により認められる建築面積を超えることができる。

（移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準）

第二条の七 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十号）第十三条第一項に規定する移動等円滑化（同法第二条第二号に規定する移動等円滑化をいう。）のために必要な特定公園施設の設置に関する条例で定める基準は、高齢者、障害

者等（同法第二条第一号に規定する高齢者、障害者等をいう。）の公園の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図ることを考慮して、区規則で定める。
別表第一三田台公園の項の次に次のように加える。

高松くすのき公園

東京都港区高輪一丁目五番四十四号

別表第四金額の欄中「二千八百四円」を「三千二百二十四円」に、「千九百四十円」を「千六百四十一円」に、「二千三百九十三円」を「二千七百三十六円」に、「九百四十六円」を「千八十七円」に、「八百五円」を「九百二十五円」に、「六百十八円」を「七百十円」に、「九百十五円」を「千五十二円」に、「一万四千九百八十五円」を「一万七千二百三十二円」に、「二万二千四百八十円」を「二万五千八百五十二円」に、「百五円」を「九十一円」に改める。
別表第五金額の欄中「千八百円」を「二千七十円」に、「六百九十九円」を「七百七円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前に、既にこの条例による改正前の港区立公園条例の規定に基づき徴収するものとされた占用料については、当該占用料に相当する期間中は、なお従前の例による。

（説明）

公園占用料の額を改定するとともに、高松くすのき公園を設置するほか、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の施行による都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。